

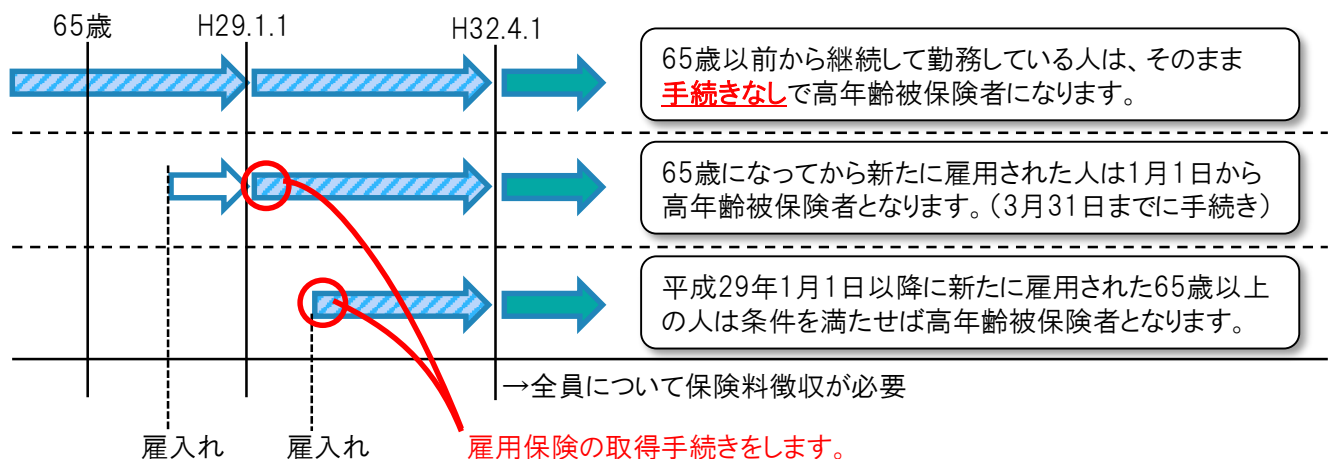


- 最近、コンサルタント時代には読破していた書籍を読み返しています。最初に読んだ時と比較すると状況や立場が変化していますので、改めて読み返しても新しい気付きや発見があります。特にドラッカーの「マネジメント」は新しい発見が多く勉強になりました。
- 年末も近いので書棚の整理をしながら、過去に読了した書籍を改めて読み返してはいかがでしょうか？

*** 法改正情報 65歳以上の雇用保険について ***

雇用保険の適用拡大等について

- 平成29年1月1日より、これまで雇用保険の適用除外であった65歳以上の方も、雇用保険の適用対象(＝高年齢被保険者)となります。ただし、雇用保険料については平成31年度確定保険料分まで本人・事業主ともに免除となります。平成32年度(平成32年4月分)から雇用保険料の徴収が始まります。
- 雇用保険の適用要件に変わりはありません。(週の所定労働時間20時間以上かつ31日以上の雇用見込み) 65歳以上でもこの条件に該当しない従業員は被保険者となりません。



失業給付はどうなる？

- これまでは、65歳に到達する前に退職し基本手当をもらうか(つまり一般的にいう失業給付のうち、一般被保険者に支給されるもの)、65歳以降で退職し「高年齢求職者給付金」(一時金)をもらうかという選択でした。
- これからは新たに被保険者となった「高年齢被保険者」も高年齢求職者給付金の支給対象者となりますので、次のような条件で退職後一時金が受け取れることになります。

・離職している
・就職する意思があり、いつでも就職できるが、仕事が見つからない
・離職前1年間に被保険者期間が通算して**6か月以上**ある

被保険者期間が1年以上の場合もらえる給付：
基本手当日額の50日分
被保険者期間が1年未満の場合もらえる給付：
基本手当日額の30日分
それぞれ**一時金**として支給

- 高年齢求職者給付金は年金との併給調整がなく、年金が減らされないという大きな特徴があります。また、被保険者期間も6か月以上で支給可能と、かなり受給のハードルが低くなっています。



□ これからは64歳で退職し基本手当をもらいながら65歳で再就職し、高年齢継続被保険者となり、また退職し高年齢求職者給付金をもらい、68歳で再就職、その後退職し高年齢求職者給付金をもらう…なんてことが理論上は実現可能になります。ご不明点はどうぞお気軽にお問合せください！



年末調整とマイナンバーのQ&A

Q 給与支払事務は、本社で一括して行っていますが、支店等の従業員が扶養控除等申告書を提出する際の本人確認は誰が行えばよいですか？

A 全国に支店を有するような大規模事業者などにおいて、扶養控除等申告書に記載された従業員のマイナンバー(個人番号)に係る本人確認をいずれの部署で行うかについては、事業者の判断によることとなります。その方法としては、例えば、

- ① 支店等に勤務する従業員についても、本社に扶養控除等申告書と本人確認用の添付資料を郵送することにより、本社で一括して本人確認を行う方法、
- ② 支店等の責任者をマイナンバー(個人番号)の取扱者とし、その支店等に勤務する従業員の扶養控除等申告書の取りまとめ、本人確認を行わせる方法、
- ③ 支店等の各部署の責任者をマイナンバー(個人番号)の取扱者とし、その部署に勤務する従業員の扶養控除申告書の取りまとめ、本人確認を行わせる方法、

などが考えられます。なお、これらのいずれの方法をとる場合であっても、その方法に適した安全管理措置(組織的安全管理措置・人的安全管理措置等)を適切に講じる必要があります。

Q あらかじめ従業員の氏名や住所等を印字した扶養控除等申告書を交付しておき、従業員がその扶養控除等申告書を用いて扶養控除等の申告をした場合には、本人確認のうち身元確認は完了したものととして考えてよいですか。

A 氏名や住所等を印字した書類を従業員に交付するまでの間に、事業者が従業員の本人確認を行っているのであれば、お示しの方法をとった場合、本人確認のうち身元確認については完了しているものと考えます。

～今月のおすすめ～

里芋の煮ころがし

【50文字で言うと…】

里芋を切って、鰹節入れてゆで、砂糖を先に入れ、柔らかくなったら他の調味料を入れて完成～。

【材料】(2～3人前)

里芋 小3～4個
鰹節パック 1袋

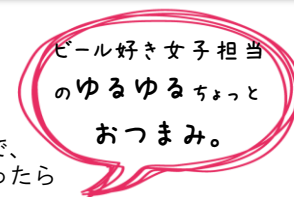
【調味料】 なんなら砂糖としょうゆだけでも

みりん 大さじ1ぐらい
砂糖 大さじ1～2好みで
しょうゆ 大さじ2ぐらい
(酒あれば大さじ1～2)

【詳しい作りかた】

本当は下ゆでした方がおいしいですが、ここはざっくり水をひたひたに入れた鍋に鰹節パックを入れてゆで、沸騰したら砂糖とみりんを入れて柔らかくなるまで煮る。あくが出るようであればすくい、様子を見ながらこの辺で食べられそうと思ったところでしょうゆと酒を投入。一度冷ましてからがおいしいです。

いただきものの里芋を煮ころがしにしました～。
意外と赤ワインにも合います♪



★おすすめ書籍のご紹介★

「原因」と「結果」の法則
ジェームズ アレン著



この本は、「歴史上もっとも多くの読者を獲得してきた」と言われる世界的名著です。人格や環境、成功といった外側にあらわれる「結果」は、すべて内側にある「原因」によってつくられているというのが「原因と結果の法則」です。この法則は「つねに絶対であり、ゆらぐことがない」と著者は説きます。植物が種から芽生えるように、私たちの行いも、内側にある「思い」という種から芽生えるものであり、自分を取りまく環境を変えるためには、内側にある「種(=原因)」を改善しなければなりません。

「人々の多くは、環境を改善することは、意欲的ですが、自分自身を改善することには消極的です」という言葉が印象的です。書かれていることは非常にシンプルで、当たり前のことと感ずるかもしれませんが、一行一行、その言葉のもつ意味にじっくりと思いを巡らせながら、1年の締めくくりに自分自身を見つめ直すおすすめの一冊です。



気付き日報



社会保険労務士法人アイプラス

代表社員 社会保険労務士 今井洋一

TEL: 03-3791-1181 FAX: 03-6674-2508 Mail: info@sr-iplus.co.jp

受付時間 9:30～18:00 (土日祝日および弊社休日を除く)

http://sr-iplus.co.jp/

いかがでしょうか？引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。

-----YouTube YouTube はじめました「youtube 社労士 アイプラス」で検索ください-----